

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和5年3月30日京都市条例 57号)

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

- 1 国民健康保険事業について、次のとおり出産育児一時金の支給額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
下記以外の出産	408,000円	488,000円
健康保険法施行令第36条 ただし書に規定する出産	420,000円	500,000円

なお、出産育児一時金の支給額の改定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用することとしました。

- 2 令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)を踏まえて、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- (1) 後期高齢者支援金等賦課額の上限額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
200,000円	220,000円

- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	430,000円(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者等の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者等の数に290,000円を乗じて得た金額を加算した額

区 分	改 正 前	改 正 後
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に535,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「世帯主等」とは、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。）をいう。

「給与所得者等」とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者をいう。

「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者をいう。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 57 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「408,000円」を「488,000円」に改め、同項第2号中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第14条の3ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「285,000円」を「290,000円」に改め、同条第2項中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条の3及び第17条の2の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)